

## 5 助成制度のある市の業務について

市では各種助成制度を設けて事業を推進し、市民サービスの向上を図っています。そのうち、自治会活動に関係の深い制度は次のとおりです。

### (1) 補助金制度

担当課	事業名	区分	補助率	補助限度額
地域 コ ミュ ニ ティ 課	①集会所整備事業	集会所の新築	工事精算額の3/5以内	20,000,000円
	②集会所施設整備事業	集会所施設の増築、改修及び修繕	工事精算額の1/3以内	600,000円
	③集会所付帯施設整備事業	集会所付帯施設の整備、改修及び修繕	工事精算額の1/6以内	600,000円
	④放送施設整備事業	新設	工事精算額の1/2以内	250,000円
		増設、修繕	工事精算額の1/2以内	130,000円
	⑤防犯灯設備整備事業	防犯灯新設(LEDのみ対象)	工事精算額の1/2以内	1基につき 15,000円
		小柱の更新、修繕	工事精算額の1/2以内	1柱につき 25,000円
	⑥集会所施設耐震対策事業	集会所施設の耐震診断(木造)	耐震診断に要する費用の1/2以内	250,000円
		集会所施設の耐震診断(木造以外)	耐震診断に要する費用の1/2以内	400,000円
		集会所施設の耐震設計(木造)	耐震設計に要する費用の1/2以内	150,000円
		集会所施設の耐震設計(木造以外)	耐震設計に要する費用の1/2以内	500,000円
		集会所施設の耐震工事	工事精算額の1/2以内	5,000,000円

廃棄物対策課	①ごみ収集ボックス設置事業	ごみステーションへの収集ボックス設置	購入・製作、据付等に要する費用の1/2	1個につき 100,000円
	②ごみステーション監視カメラ設置事業	ごみステーションへの監視カメラ設置	購入、据付等に要する費用の1/2	1台につき 30,000円

**※補助対象と補助率が変更される場合がございます。あらかじめご了承ください。**

**新居浜市へ補助金を申請する場合、次のことに注意して作成してください。**

1. 申請者について

①認可地縁団体となっている自治会が申請する場合

申請者住所は市に届け出している主たる事務所の住所

申請者は〇〇自治会（認可地縁団体）

②認可地縁団体以外の自治会が申請する場合

申請者住所は自治会長の自宅住所

申請者は〇〇自治会

2. 事業実績報告書、請求書についても同様に作成してください。

3. 補助金振込口座について

振込口座は自治会名義の口座に限ります。

4. 振込通知は発送しません。通帳を記帳してご確認ください。補助金確定通知書が届いたにもかかわらず、1か月以内に入金がない場合は担当課にお問い合わせください。

**<自治会館、防犯灯の整備に関する補助事業について>**

本事業では、自治会が行う集会所施設等の整備に対して、予算の範囲内において補助金を交付しています。補助の対象は①集会所整備事業、②集会所施設整備事業、③集会所附帯施設整備事業④放送施設整備事業、⑤防犯灯設備整備事業、⑥集会所施設耐震対策事業で、早期に補助金必要額を把握するため、**年に一度、7～9月に次年度の申請予定調査を行っています。**（①集会所整備事業については調査対象外ですので、予定のある自治会は直接、地域コミュニティ課までご相談ください。）

なお、⑥集会所施設耐震対策事業の対象となる集会所は、昭和56年5月31日以前に工事に着手した旧耐震基準に基づいて建築された集会所です。まず、耐震診断を実施し、その診断により倒壊または崩壊の危険があると診断されたものに限り、耐震設計、耐震工事が補助対象となります。



## 注意事項

- 1 集会所整備事業は、基本的に自治会館を新築する場合の建設費用に対する補助となります。外構工事、土地購入費、諸費用等は補助対象外となります。また、年に1館建設分の予算となっていますので、希望どおりの年度での対応は難しい場合もあります。必ず事前に地域コミュニティ課へのご相談をお願いします。
- 2 集会所施設整備事業（附帯施設整備も含む）は、事業費総額3万円未満、放送施設整備事業は、事業費総額2万円未満の工事は補助対象となりません。
- 3 防犯灯は、新設（LED限定）、移設（LED限定）される場合のみ補助対象となります。
- 4 新設された防犯灯は自治会管理となり、電気代及び修繕等についても引き続き自治会でお願いします。（電気代については一部交付金を交付します。）
- 5 防犯灯の設置は、四国電力柱又はNTT柱となります。（各事業者には自治会で添架承諾を得ること）
- 6 新設の設置基準については、原則、次のとおりとします。

- ・多くの市民が通行する道路（交差点・市道等）
- ・防犯上、危険と認められ、小中学生等の通学路
- ・設置により農作物等に悪影響を与えることのない箇所
- ・近隣住民の設置同意を得た箇所（防犯灯設置予定の柱が民地の場合は土地所有者の承諾を得ること）
- ・新規設置補助灯数は、同一自治会で1年度につき最大1灯（移設や電柱更新等の場合はこの限りではない。）

〈下記の場合は、補助ができません〉

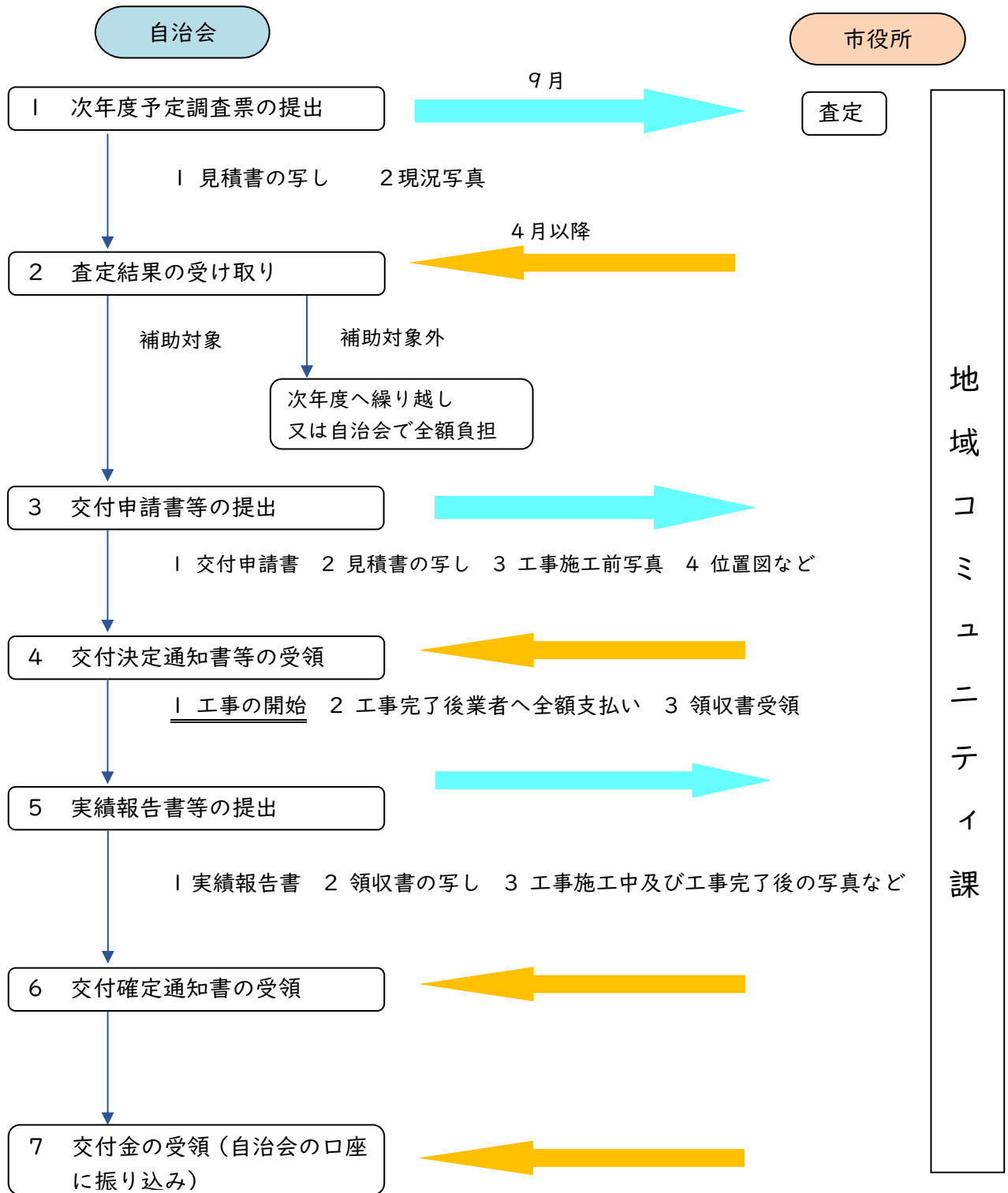
- ・直線距離で30m以内に防犯灯があり、正常に動作している場合。

（ただし建物等で明かりが遮られる場合を除く。）

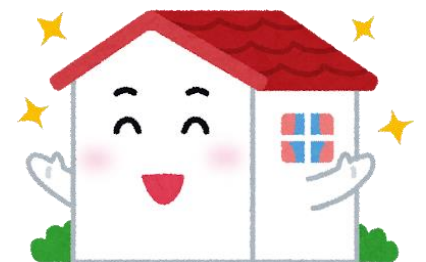
- ・軒下への設置
- ・腐蝕等で倒壊の危険性がある柱への設置

- 7 ②～④の整備事業については同一年度にいずれか1つのみ補助対象となりますが、②～④のうちいずれかの事業と⑤⑥との組み合わせは可能です。
- 8 事業費が200万円以上の工事の補助金を申請する際は、見積もりが2者以上必要です。
- 9 予定調査から実施までに年度をまたぐので、自治会長に変更がある自治会では、次年度の自治会長へ必ず引継をお願いいたします。
- 10 補助金交付決定前に工事に着工すると、**補助対象外**となってしまいますので、必ず交付決定通知書を受け取ってから工事を開始してください。
- 11 市公金を支出する観点から、工事の発注は市内業者を優先していただきますようお願いいたします。

●補助金申請の流れ



工事は、年度内（3月31日まで）に完了させて下さい。



令和〇〇年度コミュニティ施設等整備事業補助金申請予定調査について（様式）

令和 年 月 日

自治会長 各位

地域コミュニティ課長

令和〇年度コミュニティ施設等整備事業補助金申請予定調査について（依頼）

コミュニティ施設等整備事業補助金につきましては、近年の物価高騰等の影響から工事費用が膨らむなど、今年度は予算を大幅に超える要望があり、全てを充足できない状況となっております。来年度も同様の状況が予想されます。

このため、各自治会の希望を早期に集約させていただき、補助金必要額を把握するため、令和〇年度（令和〇年4月～令和〇年3月）の工事予定について、調査を実施することといたしますので、期限までに必要書類の提出をお願いします。

なお、この予定調査票で提出していただいたもの以外は、来年度の補助は原則的に認められませんので、漏れのないようご提出ください。

- 1 提出書類
  - ①別紙調査票（工事区分ごとに提出）
  - ②見積書（今年度発行されたもの）の写し
  - ③現況写真（工事箇所がわかるもの）
  - ④地図（防犯灯整備事業のみ）
- 2 提出期限 **令和〇年9月〇日**
- 3 提出先 地域コミュニティ課
- 4 補助金額

項目	補助率	種別	補助限度額	備考
①集会所施設整備	工事精算額の 1/3 以内	/	60 万円	①～③のうち、いずれか一つの事業に限ります。
②集会所附帯施設整備	工事精算額の 1/6 以内		60 万円	
③放送施設整備 (アンプ工事含む)	工事精算額の 1/2 以内	新設	25 万円	
		増設、修繕	13 万円	
④防犯灯整備		防犯灯新設 (LED 限定)	1 基につき 1.5 万円	
		小柱更新のみ (新設不可)	1 柱につき 2.5 万円	
⑤耐震対策		耐震診断(木造)	25 万円	旧耐震基準 (~S56.5.31) に基づいて 建築された 集会所に限 ります。
	耐震診断(非木造)	40 万円		
	耐震設計(木造)	15 万円		
	耐震設計(非木造)	50 万円		
耐震工事	500 万円			

## 5 注意事項

- (1) 集会所施設整備工事は、事業費総額3万円未満、放送施設整備工事は、事業費総額2万円未満の工事は補助対象となりません。
- (2) 防犯灯新設の場合は、別紙の「LED 防犯灯の新設時の補助基準」を確認してください。
- (3) 新設された防犯灯は、自治会管理となり、電気代及び修繕についても自治会でお願いします。(電気代については、一部交付金で対応します。)
- (4) 防犯灯設置工事業者は、四国電力の引込線工事認定店又は外灯工事認定店のリストをご参照ください。(別紙参照)
- (5) 今回の調査は事前調査であり、補助金の申請ではありません。  
※今回の調査は、工事内容等を査定し、来年度の予算要望をするためのものです。工事実施が可能な場合は、来年4月以降、市から各自治会へ補助金申請書類を送付します。工事はその書類を提出後、補助決定を受けてからとなります。  
なお、本補助金は補助率が予算状況等により変動する場合があります。  
申請件数が多数となった場合には、予算の都合上、来年度の補助ができない場合や次年度へ繰り越しとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (6) すでに来年度の計画として、ご相談、ご提出をいただいている場合も改めて書類(調査票、見積書(今年度発行されたもの)及び現況写真)の提出をお願いします。
- (7) 令和8年度から、次のとおりの補助となります。
  - ①集会所施設の補助率が1/3、集会所附帯施設の補助率が1/6となります。
  - ②アンプのみの放送設備補助金は、アンプ以外の放送施設補助金と統合しました。
  - ③防犯灯の小柱新設工事にかかる補助金は、廃止となります。
- (8) 次年度に補助決定を受けた場合は、工事の早期着工と早期完了(10月頃まで)にご協力をお願いいたします。

# 令和〇〇年度 集会所施設等修繕工事予定調査票

提出日 令和〇年〇月〇日

校区 ( 〇〇校区 )

1	自治会名	自治会		
2	会長氏名	連絡先 電話番号	-	-
3	自治会館名	自治会館・集会所		
4	予定している工事区分	※該当する番号に○をつけ、防犯灯については、灯数を記載ください。		
1. 集会所施設整備		2. 集会所附帯施設整備		
3. 放送施設整備 (新設・更新・増設・修繕)		4. 防犯灯新設 小柱更新		灯 灯・なし
5. 耐震対策事業 (診断・設計・工事)		本補助金は補助率が予算状況等により変動する場合があります。		
6	現況 (なるべく詳しく)	(例: エアコンが故障し、電源が入らない。)		
7	事業計画の概要 (簡条書きで)	(例: 大会議室エアコン更新工事)		
8	事業費 (消費税込)	<b>※見積書のコピーを添付してください。</b>		
9	予定工期	令和	年	月
		日	～	令和
		年	月	日
10	工事箇所の位置図・写真	<u>別紙添付 (工事箇所がわかるような住宅地図と写真)</u>		
11	備考 (工事関係者連絡先等)			

**【提出期限】** 令和〇〇年9月〇〇日

**【提出・問合せ先】** 地域コミュニティ課

電話 65-1218 FAX 65-1255

※注意事項・・・

① 1～3の事業は、同一年度においては、いずれか一つの事業しか実施できません。

② 放送施設の新設とは、現在、放送施設を持たない自治会が施設を設置する場合を指します。

③ 防犯灯は新規または移設が補助対象です。ただしLEDに限ります。

④

この様式は、予告なく変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

# 記入例

令和〇〇年度 集会所施設等修繕工事予定調査票

提出日 令和〇年〇月〇日

校区 ( 〇〇校区 )

1	自治会名	〇〇自治会		
2	会長氏名	〇〇 〇〇	連絡先 電話番号	- -
3	自治会館名	自治会館・集会所		
4	予定している工事区分	※該当する番号に○をつけ、防犯灯については、灯数を記載ください。		
1. 集会所施設整備		2. 集会所附帯施設整備		
3. 放送施設整備 (新設・更新・増設・修繕)		4. 防犯灯新設 小柱更新	灯 灯・なし	
5. 耐震対策事業 (診断・設計・工事)		本補助金は補助率が予算状況等により変動する場合があります。		
6	現況 (なるべく詳しく)	(例: エアコンが故障し、電源が入らない。)		
<p>(例1) 現在の自治会館は昭和30年の建築であり、かなり老朽化しており、最近では外壁の塗装がはがれて傷みもひどく、さらには雨漏りまでしており、大変苦慮している。そのため、塗装及び屋根補修工事を行いたい。</p> <p>(例2) 区域内の下水道工事が近々完成予定であり、下水道への接続及びトイレの水洗化もしたい。</p> <p>(例3) 和室のエアコン〇台が老朽化しており、使用に耐えないので交換したい。</p>				
7	事業計画の概要 (箇条書きで)	(例: 大会議室エアコン更新工事)		
<p>・外壁塗装工事 〇〇〇〇〇円</p> <p>等</p>				
8	事業費 (消費税込)	〇〇 円	※見積書のコピーを添付してください。	
9	予定工期	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
10	工事箇所的位置図・写真	別紙添付 (工事箇所がわかるような住宅地図と写真)		
11	備考 (関係者連絡先等)			
<p>自治会長・・・〇〇〇 (〇〇-〇〇〇〇)</p> <p>会計担当・・・〇〇〇 (〇〇-〇〇〇〇)</p>				

【提出期限】 令和〇〇年9月〇〇日

【提出先】 地域コミュニティ課

【問合せ先】 地域コミュニティ課

電話 65-1218 FAX 65-1255

※注意事項・・・

- ① 1～3の事業は、同一年度においては、いずれか一つの事業しか実施できません。
- ② 放送施設の新設とは、現在、放送施設を持たない自治会が施設を設置する場合を指します。防犯灯は新規または移設が補助対象です。ただしLEDに限ります。

この様式は、予告なく変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

## 令和8年度 四国電力引込線工事認定店・外灯工事認定店リスト

引込…引込線工事認定店				R8.4				
事業所名	代表者名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号	引	外	
(株) 伊藤電気	伊藤 誠	792-0031	新居浜市高木町4-23	(0897)34-6212	33-0295	○	○	
(株) ウスイ電業	白石 康貴	792-0893	新居浜市多喜浜5-2-10	(0897)46-0623	46-0632	○	○	
(有) 岡田電機	岡田 清輝	792-0802	新居浜市新須賀町1-10-12	(0897)33-9870	33-9810	○	○	
(株)カトウ・エンシ`ニアリング`	加藤 京一	792-0060	新居浜市大生院473	(0897)44-5430	41-9338	○	○	
亀井電気工業(株)	岡田 一功	792-0021	新居浜市泉宮町7-1	(0897)33-3300	34-3833	○	○	
(株) シゲタ	今治 三喜男	792-0003	新居浜市新田町2-1-33	(0897)33-8181	37-6090	○	○	
(株) シンセイ	永易 良一	792-0888	新居浜市田の上1-18-40	(0897)46-0330	46-0962	○	○	
(株) 直野電工	直野 貴史	792-0050	新居浜市菘生1039-2	(0897)41-8187	41-1741	○	○	
(株) 中菘電業	大角 健治	792-0060	新居浜市大生院427-8	(0897)41-7217	41-7207	○	○	
(有) 藤岡電気水道	横井 英樹	792-0864	新居浜市東雲町1-4-48	(0897)32-4518	33-1366	○	○	
<b>合計</b>						<b>10電気業者</b>		

外灯…外灯工事認定店				R8.4				
事業所名	代表者名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号	引	外	
稲見電気(株)	越智 公音	792-0011	新居浜市西原町1-2-28	(0897)33-3339	33-8749		○	
(株) ウエデン	上田 裕幸	792-0005	新居浜市江口町2-26	(0897)36-6070	36-6071		○	
(株) 高明電工	武田 軍司	792-0060	新居浜市大生院404番地8	(0897)40-4038	47-4039		○	
石和設備工業(株)	竹下 恭睦	792-0852	新居浜市東田2丁目甲1632-2	(0897)43-2565	43-3442		○	
日野電工	日野 幸彦	792-0892	新居浜市黒島2-6-20	(0897)46-2713	46-2713		○	
山下電機工業(株)	山下 邦俊	792-0811	新居浜市庄内町3-1-64	(0897)37-2500	33-5221		○	
<b>合計</b>						<b>6電気業者</b>		

## 令和8年度 放送設備保守点検工事新居浜市入札参加資格登録業者リスト

R8.4						
事業所名	代表者名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号	
(株) ハートネットワーク	大橋 弘明	792-0812	新居浜市坂井町2-3-17	(0897)32-7777	32-6789	
(有) 別子テクノ	坂下 節雄	792-0012	新居浜市中須賀町2-3-3	(0897)37-2513	37-2540	

## (2) 交付金制度

事業名	内容	交付金の総額	配当額の算定方法
防犯灯維持管理事業	防犯灯電気料金 ※新設分・・・単位自治会へ交付 既存分・・・市連合自治会へ交付	16,199,592 円 (令和 8 年度予算)	新設分・・・平成 26 年 4 月 1 日以降設置された防犯灯→設置後 1 灯当たり 1 月 100 円で算定した額
新居浜市連合自治会活動事業	・新居浜市連合自治会総会 ・新居浜市連合自治会研修事業 ・金婚式及び自治会役員表彰事業 ・自治会加入促進事業 ・新居浜市連合自治会女性部活動事業	586,000 円 (令和 8 年度予算)	
新居浜市広報活動等事業	・市政だよりの配布 ・その他の広報活動及び自治会に対する事務支援	18,850,500 円 (令和 8 年度予算)	新居浜市連合自治会活動事業 1 世帯当たり 35 円 校区連合自治会活動事業 1 世帯当たり 45 円 単位自治会活動事業 1 世帯当たり 550 円
ごみ減量化等啓発事業	・ごみ収集カレンダーの配布	451,000 円 (令和 8 年度予算)	1 世帯当たり 10 円
コミュニティ活性化事業	・意欲のある地域（校区単位）で取り組む事業	12,800,000 円 (令和 8 年度予算)	校区事業費定額（40 万円） + 世帯数割
敬老地域ふれあい事業	敬老会等、高齢者参加型の敬老事業に参加した 70 歳以上の方を対象とした事業 (※担当課 介護福祉課)	5,850,000 円 (令和 8 年度予算)	敬老会に参加した 70 歳以上の人数×@1,500 円（上限）
地域環境維持活動支援事業	ごみステーションの管理など、地域の環境維持に係る活動支援 (※担当課 廃棄物対策課)	17,966,000 円 (令和 8 年度予算)	・自治会内推計総人口×加算額 ・均等割として一律 20,000 円を上乗せ



敬老地域ふれあい事業交付金申請書（様式）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金交付申請書

（宛先）新居浜市長

（申請者）

住所

新居浜市

実施主体名

代表者名

連絡先

新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

事業名	
事業実施日	年 月 日
実施場所（会場名）	
70歳以上の参加人数	人
事業内容	
交付申請額	円

添付書類

- 参加者名簿
- 事業の写真
- 事前通知書もしくは実施のお知らせチラシ等
- 事業収支決算書及び支出総額の根拠資料
- 「新居浜市敬老地域ふれあい事業交付金の振込先口座について」又は口座振替依頼書